

福岡市福祉有償運送運営協議会申し合わせ事項

最終更新：令和 6 年 3 月 4 日

福岡市において福祉有償運送を行う登録団体（以下「登録団体」という。）は、「福岡市福祉有償運送運営協議会運営指針」（以下「運営指針」という。）「福岡市福祉有償運送に係る管理体制に関する指針」に定める事項のほか、福岡市福祉有償運送運営協議会において申し合せられた以下の事項を遵守しなければならないこととする。

1. 運送主体

（１）運営指針上の、「福祉有償運送では、介護保険の乗降介助等については、原則として請求できない。」という規定につき、以下の取扱いとすること。
（平成 26 年 2 月 27 日）

- ① 障害者総合支援法に基づくサービスにおける乗降介助についても、本規定の対象とし、原則として公費を請求できないこと。この場合の「乗降介助」とは、介護保険の「通院等乗降介助」と同一の範囲とし、居宅内・施設内で行われる介助であっても、直接外出に関連する介護・援護行為は、本規定でいう「乗降介助」に含まれること。（輸送行為とは別個に行われる、直接外出に関連しない介護・援護行為は、本規定でいう「乗降介助」には含まれない）
- ② 運転者とは別にヘルパーが同乗する場合、ヘルパーによる介護行為は、輸送行為とは別個に行われる、一連の介護・援護行為の一部であるため、本規定による制限は受けないこと。

（２）登録団体は、特定の団体の利益のみを追求するために福祉有償運送サービスの提供を行ってはならないこと。（平成 26 年 4 月 23 日）

※禁止される行為の例

特定の介護事業所や障がい者福祉サービス団体のサービス利用者しか旅客登録を受け入れない など

2. 旅客から収受する対価

- (1) 旅客から収受する対価については、運送の対価、運送の対価以外の対価を含めてタクシー料金の約8割内とすること。(令和6年3月4日)

※運送の対価以外の対価

迎車料金，待機料金，乗降介助に係る料金

- (2) 登録団体が発行するチケットにより前払いで旅客から対価を収受する場合には、以下の措置を行うこと。(平成26年4月23日)

- ① 未使用のチケットについて、返戻の申し出があった場合には、必ず速やかに払戻しを行うこと。
- ② 紛失・破損などが発生した場合に可能な限り対応できるよう、必ず発行記録の整備等を行うこと。
- ③ 払戻しを担保するため、チケットの未使用残高は、総額20万円を超えてはならないこと。

3. 輸送の安全及び利用者利便の確保のための措置

登録団体は、運転者に、福祉有償運送サービスの前後で継続して、登録団体とは別の団体に所属するヘルパー等として旅客に対しサービスを提供させてはならないこと。(平成26年4月23日)

(注) (日付)は申し合わせ日